

問い合わせ先

(EY India 駐在)

松田 博司・城市 武志・

小林 祐介・早坂 周子・

中原 孝博・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

ニラドリ・ナグ・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、

ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)

[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)

[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)

[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)

[nakahara.takahiro@in.ey.com](mailto:nakahara.takahiro@in.ey.com)

[sadaaki.Motoyama@in.ey.com](mailto:sadaaki.Motoyama@in.ey.com)

[naq.nldr@shinnihon.or.jp](mailto:naq.nldr@shinnihon.or.jp)

[kuroda-kk@shinnihon.or.jp](mailto:kuroda-kk@shinnihon.or.jp)

# JBS フラッシュニュース

2015 年 10 月号

1. 【監査】財務報告に係る内部統制ガイダンスノートを公表
2. 【税務】海外投資家への最低代替税の遡及課税を廃止
3. 【税務】直接税中央委員会はブラックマネー法にかかるFAQを公表し、時限コンプライアンス窓口における非開示外国資産の開示について更なる明確化
4. 【税務】間接税租税審判所は商用パッケージソフトウェア輸入の評価額にライセンス料は含まれるものと判示
5. 【投資】Make in India: 自動車業界の動向



# EY

Building a better  
working world

世界景気の不透明感が強まる中、モディ首相は米国へ国連外交、ジャイトリー財務大臣は東南アジアへ経済外交を展開しています。そのような中、インド国内では、重要なアップデートがありました。本稿では、まず、長らく待たれていた、財務報告にかかる内部統制のガイダンスノートの概要を、そして外国機関投資家へのMATの遡及課税撤廃等について取り上げます。Make in Indiaシリーズとして、今月は自動車産業を取り上げます。

## 1. 監査・保証基準審議会が財務報告に係る内部統制ガイダンスノートを公表

本年8月25日、インド監査・保障基準審議会から財務報告にかかる内部統制ガイダンスノートが公表されました。新会社法は法定監査人に多くの報告義務を導入しました。そのひとつが、法143条(3)(i)に基づくもので、会社が適切な内部統制システムを有しているか、そしてその統制が有効に機能しているかについて、監査報告書の中で意見表明することを法定監査人に求めています。

財務報告にかかる内部統制の報告範囲は、2015年会社(監査報告書)オーダー(CARO)に基づく、棚卸資産や固定資産の購買、物品やサービスの販売に関する内部統制の報告より、かなり広範囲に及ぶものです。なぜなら、CAROは財務報告にかかる全ての内部統制の報告を要求しておらず、また、その「統制が適切に整備され、有効に運用されていること」を要求するものではなかったからです。

法134条5項(e)は、上場会社の場合に限り、取締役の責任表明として、適切な内部統制を整備し、その統制が有効に機能しているか評価することを規定しています。しかしながら、2014年会社(会計)規則8条(5)(viii)において、**全ての会社**の取締役会報告書で「財務諸表」に係る内部統制の適切性について詳細に述べることを要求しています。また、法143条(3)は全ての会社の法定監査人に適用されるものです。従い、非上場会社といえども、監査人は財務報告にかかる内部統制の適切性及び有効性について報告しなければなりません。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

[Read more](#)

## 2. 海外投資家(FIIs/FPIs)への最低代替税(MAT)の遡及課税を廃止

2015年財政法(FA2015)の最低代替税の規定に、外国企業の特定の所得を最低代替税の規定から除外する旨の新たな条項を加え、2015年4月1日施行となりました。この新规定は将来に向かって適用となることが明確化されました。しかし、2015年4月1日より以前の期間の外国機関投資家(FIIs)と外国ポートフォリオ投資家(FPIs)に対する最低代替税の適用性に関して不確実性が残っていました。2015年5月には、投資家の懸念を和らげるため、関連法規定、司法/準司法的見解、その他委員会が適切と考える関連する側面の観点から、2015年4月1日より以前の期間のFIIsへの最低代替税課税について勧告を与えるべく、元判事A.P. Shah氏率いる三人委員会が財務省により設置されました。

委員会は、広範囲にわたる審議と、該当する規定、インド所得税法における立法の経緯、判例などの詳細な分析を経て、2015年8月25日に詳細な報告書を発表しました。この待望の報告書は最低代替税の規定が2015年4月1日より以前のFIIs/FPIsには適用されないことを勧告しています。さらに9月1日付けのプレスリリースで、インド政府はこの勧告を受け入れ、インド所得税法上の適宜修正を行うことを決定しました。留意すべきこととして、その報告書では、インドに恒久的施設(PE)や事業の場所(place of business)を有さないFIIs/FPIsへの最低代替税の適用性に限ったものであり、外国会社への適用可能性は不明瞭なままでした。

財務省は9月24日付けでプレスリリースを公表し、2001年4月1日以降適用となるインド所得税法改正の意向を伝えました。それによると、MAT規定は、インドにPEや事業の場所を有さない外国会社に適用されないことが明確化されています。

### 3. 直接税中央委員会(CBDT)はブラックマネー法に係るFAQを公表し、時限コンプライアンス窓口における非開示外国資産の開示について更なる明確化

本稿は CBDT が発行した通達を要約したものです。ブラックマネー法が規定する非開示外国資産に対する時限コンプライアンス窓口に関して、幾つかのケーススタディに沿って FAQ の形式で基本的な考え方を示すことで更なる明確化を図ろうとしています。

以前 CBDT は時限コンプライアンス窓口制度に関する 32 の質疑応答集を公表していました(フラッシュニュース 8 月号参照)。

今回の FAQ は、制度の運用や仕組みについて想起される様々な懸念に対するため CBDT が公表する 2 回目的のものととなります。非開示外国銀行口座の開示、免除規定の範囲、外国信託によって保有される非開示外国資産の開示、開示の機密性などに関して有用なガイダンスを提供しています。

通達は納税者の多くの懸念事項に対応し制度について有用なガイダンスを提供しています。通達ではインド所得税法や租税条約においてインドで課税対象とならない所得によって取得した資産は非開示外国資産に該当しないことが繰り返し述べられています。しかしながら、課税対象となる資産価値の増加は、開示しなければ免除規定が適用されません。

通達では非開示外国銀行口座の開示についても相当の明確化がなされています。例えば、(1)本当に銀行の取引明細が提供できない場合についての最善の見積による開示、(2)銀行口座取引に関する説明の範囲、(3)関係者が共同口座の開示を行う場合の重複リスクの排除などです。開示の機密性の明確化や開示の際の評価報告書の提出義務の緩和などは歓迎すべき事項です。

通達では、非開示所得に関して納税者は外国税額控除を申請する資格がないことが繰り返し強調されています。また免除規定はブラックマネー法などの特定の法律にしか適用されず、インド証券取引委員会が定める規定やその他のインドの刑罰規定には及びません。

被雇用者が開示した非開示給与所得について源泉がなされていない場合には、雇用者に罰金及び延滞利息が課せられることが明確化されたのは頭の痛いところです。

インドの法律学上は、CBDT がいったん発行した通達は、たとえ法の規定と正反対の内容であっても、適切な税務行政を行なうために税務当局を拘束します。しかしながら、通達は納税者や裁判所まで拘束するものではありません。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

[http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular15\\_2015.pdf](http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular15_2015.pdf)

### 4. 間接税租税審判所(CESTAT)は商用パッケージソフトウェア輸入の評価額にライセンス料は含まれるものと判示

本稿は直近のニューデリーCESTAT の判断をアップデートするものです。

納税者は、グループ会社から(商用、非商用)パッケージソフトウェアを輸入していました。ライセンス料は、インドの購入者から回収し、商用ソフトウェアの場合のみ、同額の一定率を米国にある親会社に送金していました。これに関し、パッケージソフトウェアの通関申告価格にライセンス料が含まれていなかったため、納税者は課税を逃れようとしたと CESTAT は主張しました。

CESTAT は、パッケージソフトの商業輸入の場合、インド国外へ送金されるライセンス料は、輸入評価額に含まれなければならないと判示しました。また、インターネットを介したソフトウェアの電子ダウンロードに、関税は課されないと判示しました。

多くのソフトウェア企業は、インドでのソフトウェア製品の販売において、同様のロイヤルティモデルを採用しているため、当該判示は、ソフトウェア業界に大きな影響を与えるものと思われます。また、この判断はサービス税、関税の両方についてロイヤルティの支払いに課税することができることから、これらの企業に不利な結果をもたらすことになるでしょう。なお、CESTAT は関税がソフトウェアの電子ダウンロードに、課されるべきではないと判示したことは朗報といえます。

## 5. Make in India:自動車業界の動向

自動車産業は、経済環境の改善につれ、2017年に需要が上向いてくるでしょう。成長の可能性を現実のものとするために、自動車メーカーは収益率の高いニッチを識別し、わくわくするような新モデルを投入し、顧客経験価値を高め、提供し、現地化のために投資し、フレキシブルな生産能力やサプライチェーンを構築する必要があります。私どもは11の主なトレンドを取り上げ、産業界とその先行きを占います。

主なトレンド	ハイライト	インプリケーション
制度改革の実行	「メイクインインディア」のような政策上、法規上の取り組み、GST、新道路交通安全法案は、効率性、安全性、持続可能な発展をもたらすことを目的としている。これらの政策の導入はインド自動車業界を高成長軌道へ戻すうえで極めて重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GST の観点からサプライチェーン及び流通戦略の最適化</li> <li>• カーシェアリングサービス等チャンスの探求</li> <li>• 来るべき自動車の安全性や排ガス規制を備えた、コスト効率の高い製品開発のための R&amp;D 投資</li> </ul>
乗用車市場は短期的には緩やかなペースで成長、長期的には有望市場	2015年度の緩やかな回復後、新モデルの市場投入、燃料価格の低下、想定される金利引下げと高いディスカウント等を背景に、2016度中に、市場はより高い成長が期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オンライン及びオフラインでのより新しい小売チャンネルへの投資</li> <li>• 事業提携の強化</li> <li>• フレキシブルな生産及び労働力の手配の探求</li> </ul>
商用車需要は景気回復、都市化、インフラ開発に後押し、持続的な回復	商用車産業は鉱業禁止の解除、政府のインフラ開発促進、貨物移動の活発化、累積需要と消費者心理の改善による恩恵	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 来るべき規制変更への備え</li> <li>• 斬新な販売及びサービス形態の探求</li> <li>• 無線通信を介する情報提供サービスやデータ分析手法でのこ入れ</li> <li>• トラックオペレーターのため中古トラックビジネスの提供を検討</li> </ul>
二輪車市場の成長は2016年の停滞後に回復	経済再生、都市化や現状の二輪車の市場浸透率の低さが、長期的な成長を後押し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術や世界市場での流通ネットワークへアクセスするため事業提携及び戦略的 M&amp;A の実行</li> <li>• マルチチャンネルマーケティング、CRM 及びアフターサービス支援への投資</li> <li>• 消費者購入プロセスで高まるデジタルの役割を活かし、小売革命</li> </ul>
トラクター需要は短期的にはやや低迷が続くが、中期的には緩やかな成長から力強い成長	年度後半には市場回復する見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関との戦略的提携の実行</li> <li>• 消費者との接触を増やす</li> <li>• 洗練されたデータ分析ツールを使用し、在庫管理及び需要予測の改善</li> </ul>

主なトレンド	ハイライト	インプリケーション
一次サプライヤーは、グローバルな自動車サプライチェーンにおいて必要不可欠な役割を担う	自動車部品産業は、2016年に輸出増および国内需要の回復により、成長するものと期待。稼働率の増加、事業再編およびグローバルな一次産品価格の修正はマージンの改善を促す	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安定的な現地調達及び物流による、信頼できる効率的なサプライチェーンを確保</li> <li>• OEMメーカーと共同で製品開発するためのR&amp;Dへ継続投資</li> <li>• 技術や新規顧客へアクセスするための事業提携や戦略的M&amp;Aの探求</li> <li>• データ分析手法を活用し、在庫管理や需要予測の改善</li> </ul>
タイヤメーカーは、安定的な原材料価格やOEMメーカーへの販売増による恩恵を受ける	主にOEMメーカーへの販売増や取替需要の急速な高まりにより成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 強固な流通戦略や最適な小売ミックスの開発</li> <li>• 製品差別化や潜在性のある包括的サービスやソリューションの探求</li> <li>• 新しい市場機会の探求</li> <li>• 適切な製造/販売組織及び構造の設計</li> </ul>
インフラ改善により、オフロード商用車産業での需要回復を押し上げ	資金面でのボトルネックがなくなれば、2016年の間に回復見込み。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現地調達・現地生産の推進</li> <li>• 事業提携や代替的サービスチャネルの探求</li> <li>• エンドユーザー向けに機器レンタルサービスの検討</li> <li>• 無線通信を介する情報提供サービスや分析手法を活用し、機器のダウンタイムを短縮</li> </ul>
自動車小売の発展により、多くのチャンネルにわたり、一貫して充実した顧客経験価値を提供	販売店は、人材管理に投資し、顧客志向の戦略を発展させるためにOEMと緊密に協力する必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• より新しい販売やサービス形態の探求</li> <li>• デジタルや物理的な接触により、顧客経験価値を統合</li> <li>• 技術とデータ分析手法の活用</li> <li>• 販売店ネットワークの従業員のためトレーニングやコーチングを実施</li> </ul>
グループ企業の自動車金融は、OEMメーカーの販売成長を実現するうえで極めて重要	顧客の嗜好や購入行動パターンの変化により、自動車金融関係者は、デジタル販売、柔軟な所有権および新製品/サービスに焦点を当てる必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品設計に革新を起し、様々な消費者の嗜好に対応</li> <li>• 顧客との接点で一貫したメッセージを</li> <li>• 自動車金融ライフサイクルにおいて、資産の品質や収益性を維持するためデータ分析手法を活用</li> <li>• 包括的なサービスの開発提供</li> </ul>
M&Aはサプライヤーのサブセグメントや主要なPE/VC投資により加速	自動車産業は、過去2年間にわたって、トランザクション活動で大幅な成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術や地理的にカバーするため必要に応じた戦略的提携、合併、買収を検討</li> <li>• 通貨や原材料価格変動のヘッジ戦略の有効性を評価</li> </ul>

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

[http://echannelprpvw.iweb.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-revving-up-automotive-industry-at-crossroads/\\$FILE/EY-revving-up-automotive-industry-at-crossroads.pdf](http://echannelprpvw.iweb.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-revving-up-automotive-industry-at-crossroads/$FILE/EY-revving-up-automotive-industry-at-crossroads.pdf)

## コメント

このところ、州政府が競って、日系企業誘致に力を入れ始めています。ラジャスタン州、アンドラプラデシュ州、マハラシュトラ州、そして直近ではマディヤプラデシュ州の州首相が訪日し、日系企業へインドへの投資を呼びかけました。最近、州別の事業環境調査の結果も始めて発表され、グジャラート州が総合評価で首位でした。インド政府はこうした州政府のイニシアチブによる州間の改革競争を歓迎しており、全体としてインド全体の投資環境の改善が期待されます。EYインドも各州政府と連携し、ナレッジパートナーとして投資環境の改善に努めています。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。